

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本県の自殺の現状やこれまでの自殺対策の取組を踏まえ、総合的な自殺対策をより一層推進するため、「第4次岡山県自殺対策基本計画」を策定

2 計画の位置付け

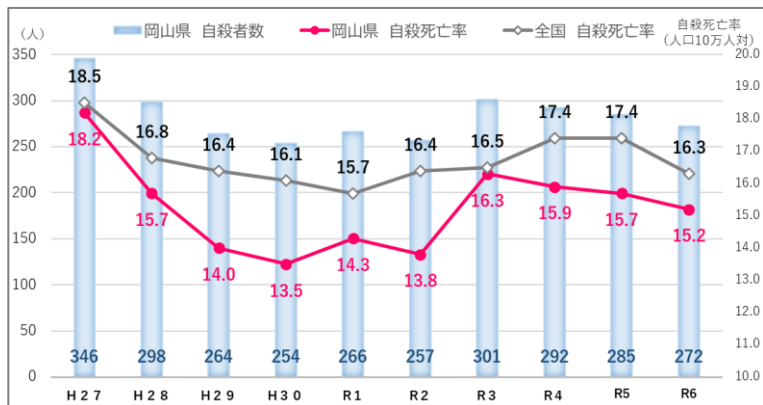
自殺対策基本法第13条第1項に基づく「都道府県自殺対策計画」

3 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度(5年間)

II 岡山県の自殺の現状

令和6(2024)年 人口動態統計
◇自殺者272人 ◇自殺死亡率15.2(低い方から全国11位)



III 計画の数値目標

自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)

現状(令和6(2024)年)15.2 ➡ 目標(令和12(2030)年)12.7

IV 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

V 自殺対策の基本的な考え方

1 生きることの包括的な支援としての対策の推進

生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす取組を通じて自殺リスクを低下させる

2 関連施策との連携を強化した包括的な取組

様々な分野の人々や組織が密接に連携し、自殺対策の取組を推進

3 対応の段階に応じた効果的な対策

対応の段階に応じたレベルごとの対策を実施

4 実践と啓発を両輪とする取組の推進

危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが共通認識となるように、普及啓発を行う

5 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

国、県、市町村、関係団体、民間団体、企業、県民等が連携・協働して自殺対策を推進

6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮

自殺対策基本法第9条の趣旨を踏まえ、自殺対策に取り組む

VI 自殺対策の取組 ～6つの基本施策と4つの重点施策～

基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

県・市町村、関係団体・民間団体、企業、県民等が相互に連携・協働し、自殺対策を推進

2 自殺対策を支える人材の育成

ゲートキーパーの育成、かかりつけ医のうつ病研修、心と命の大切さを伝える講演会等

3 住民への啓発と周知

イベント開催・メディア等を利用した普及啓発

4 自殺未遂者等への支援の充実

相談体制の整備、自殺未遂者支援、依存症対策、人権啓発

5 自死遺族等への支援の充実

自死遺族の心のケアなどの支援

6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

子どもたちが自分の心の危機に気付き、それを周囲に相談することができる力を身に付ける教育

重点施策1

子ども・若者への自殺対策の強化

いじめ問題への対策、子ども虐待の早期発見・早期支援、ひきこもり支援

重点施策2

勤務・経営問題に対する自殺対策の推進
過労死等防止、メンタルヘルス対策の促進

重点施策3

生活困窮者に対する自殺対策の推進
経済的困窮のみならず、人間関係等に係る視点を含めた包括的な支援

重点施策4

高齢者に対する自殺対策の強化
地域における声かけ活動、特殊詐欺や悪質商法の被害防止